

鴻巣市人事行政の運営等の状況について

鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成 21 年度における市職員の給与や勤務時間その他勤務条件の状況などの人事行政のあらましをお知らせします。

第 1 編 各任命権者からの報告の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成 21 年度は、一般事務職 16 人 (4 人)、栄養士 2 人 (2 人) の職員を採用しました。
(注) () は、女性数であり、内書きである。

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて採用される職員であり、地方公務員法第 28 条の 4 の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第 28 条の 5 の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

平成 21 年度の採用はありませんでした。

(3) 任期付職員の採用状況

任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき採用される職員で、フルタイム勤務職員と短時間勤務職員がいます。どのような場合に採用できるかは法定されており、特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な職に就ける場合や住民サービスを向上させるために必要とされる場合などです。

平成 21 年度の採用はありませんでした。

(4) 職位別任用状況

平成 22 年 3 月末現在、主幹以上の職の総数は 243 あり、平成 21 年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。

(単位：人)

	部長級	副部長級	課長級	副課長級	計
昇任	3 (0)	9 (0)	11 (2)	11 (5)	34 (7)

(注) () は、女性数であり、内書きである。

(5) 職員の退職・再就職の状況

平成 21 年度における職員の退職及び再就職の状況は下表のとおりです。

(単位：人)

	事務職	技術職	保育士	技能労務職	計
定年退職	12(1)			6(6)	18(7)
勸奨退職	4(1)				4(1)
自己都合退職	2(2)	1(1)			3(3)
その他 (指導主事 帰任、死亡退職等)	5(1)		1(1)		6(2)
退職者計	23(5)	1(1)	1(1)	6(6)	31(13)
再就職者					

(注)「再就職者」とは、退職後に当市、外郭団体、出資法人などに再就職した者をいう ((2) の再任用職員を除く)

(注) () 内は、女性数であり、内書きである。

(6) 職員数の状況

※「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

(7) 定員管理の数値目標及び進捗状況

※「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

2 職員の給与の状況

※「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり 38 時間 45 分（国：一週間当たり 38 時間 45 分）と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ 8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務となります。そのうち、12 時から 13 時までの間は、休憩時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があり、それぞれの概要は以下のとおりです。

年次有給休暇：労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

病気休暇：勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特別休暇：特別の事由（選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など）により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる有給の休暇です。

介護休暇：配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

組合休暇：労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は 9.6 日となっており、平成 20 年（10.2 日）と比べて 0.6 日減少しています。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その 3 歳に満たない子を養育するため、子が 3 歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その 3 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

平成 21 年度に育児休業を新規に取得した職員は、9 人（女性 9 人、男性 0 人）であり、平成 20 年度に比べ取得者総数では 3 人減少しました。平成 21 年度に育児休業をすることができることとなった職員に占める育児休業新規取得者の割合（取得率）は、女性 100%でした。

また、部分休業を新規に取得した職員は 1 人（女性 1 人、男性 0 人）でした。

(単位：人)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者合計	21	9	1	1
うち女性	21	9	1	1
男性	0	0	0	0

(5) 時間外勤務の状況

平成 21 年度における一般職員の月当りの平均時間外勤務時間は、6.0 時間です
(振替日を除く)。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人当り月平均時間の状況は、下表のとおりです。

(単位：時間)

第 1 四半期 (4～6 月)	第 2 四半期 (7～9 月)	第 3 四半期 (10～12 月)	第 4 四半期 (1～3 月)	年間
7.2	4.2	4.7	7.9	6.0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 21 年度においては、3 人の職員が心身の故障による分限休職処分となりました。

(2) 懲戒処分の状況

平成 21 年度における懲戒処分はありませんでした。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第 32 条)、信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)、秘密を守る義務(同法第 34 条)、職務に専念する義務(同法第 35 条)、政治的行為の制限(同法第 36 条)、争議行為等の禁止(同法第 37 条)、営利企業等の従事制限(同法第 38 条)など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第 35 条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成 21 年度における承認件数は、170 件(健康診断再検査、人間ドックの受診等)です。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています(地方公務員法第 38 条)。任命権者の許可の基準は「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

平成 21 年度における許可件数は、13 件(統計調査業務従事等)です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成 21 年度に実施した研修は、合計で 54 コースあり、1,435 人（延人数）が受講しました。なお、研修体系の概要及び平成 21 年度の受講人数は、下図のとおりです。

図：研修体系の概要及び受講人数

区分	小計	研修様態	(人)	主な研修名
階層別研修	238	単独研修	93	新規採用職員研修、評価者訓練研修
		共同研修	75	初級・中級・上級・監督者研修等
		派遣研修	70	中級研修・係長級研修・課長級研修等
選択研修	61	派遣研修	61	民法、行政法、地方自治法、政策法務等
専門研修	35	共同研修	29	法制執務研修
		派遣研修	6	徴税事務研修・人事給与研修等
特別研修	1093	単独研修	1050	接遇研修・手話研修・人権問題研修等
		派遣研修	43	ステップアップ講座、人づくりセミナー
講師養成研修	8	派遣研修	8	JKET 指導者養成・法制執務講師養成

(2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要等

担当する業務の成果と遂行した実績を評価する「実績評価」や職務遂行行動を通じてあらわれた能力等をその役職段階の期待に照らして評価する「能力評価」を通じ勤務成績を評価し、昇任や配置等人事管理に活用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 4 3 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉縣市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて 3 つの事業を行っています。

その他の福利制度として、市においては、職員の互助組織で厚生事業や体育事業を実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によつ

て賄われています。市の負担率は法定されており、平成 21 年度は 917,072 千円の負担金を支出しました。

この他、職員互助会への補助金として 2,090 千円支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 21 年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、1 件（公務災害 1 件）あり、平成 20 年度と比べ 2 件減少しました。

第 2 編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 21 年度は勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 21 年度は不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 19 年度の 人件費率
平成 21 年度	119,157 人	33,728,627 千円	1,518,229 千円	6,655,771 千円	19.7%	20.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員 数 A	給 与 費				1 人当 り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均 1 人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 21 年度	人 708	千円 2,887,181	千円 544,741	千円 1,141,106	千円 4,573,028	千円 6,459	千円 6,255

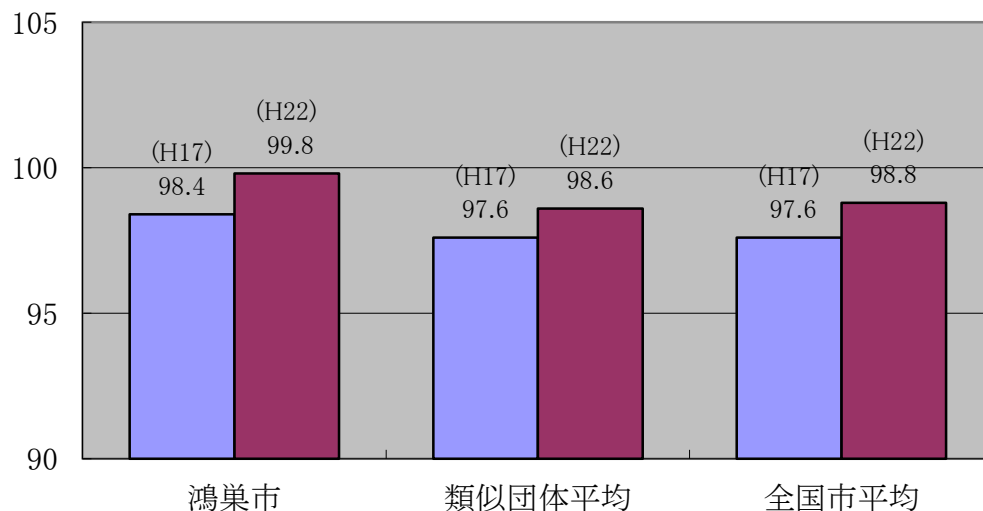
(注 1) 職員手当には、退職手当を含まない。

(注 2) 職員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在の人数。

(3) 特記事項

なし。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	埼玉県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成 22年度	円 414,096	円 414,632	円 △536	% △0.13	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区 分	埼玉県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間支給割合A	公務員の支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成 22年度	月 3.96	月 4.15	月 △0.19	月 △0.2	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況 (平成22年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	368,300	410,100	428,500	455,800	479,400	496,500

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成22年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鴻巣市	44.8歳	351,932円	416,976円	409,326円
埼玉県	44.1歳	355,552円	447,648円	403,778円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
類似団体	43.7歳	337,234円	400,852円	370,392円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
鴻巣市	53.3 歳	34 人	332,134 円	364,823 円	363,080 円	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県	53.5 歳	— 人	365,484 円	421,134 円	405,527 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	48.2 歳	80 人	320,927 円	355,686 円	339,861 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鴻巣市	—	—	—
—	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないです。

※ 年収ベースの「公務員 (C) 及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		鴻巣市	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	146,700 円	137,200 円
	中 学 卒	133,100 円	131,150 円	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

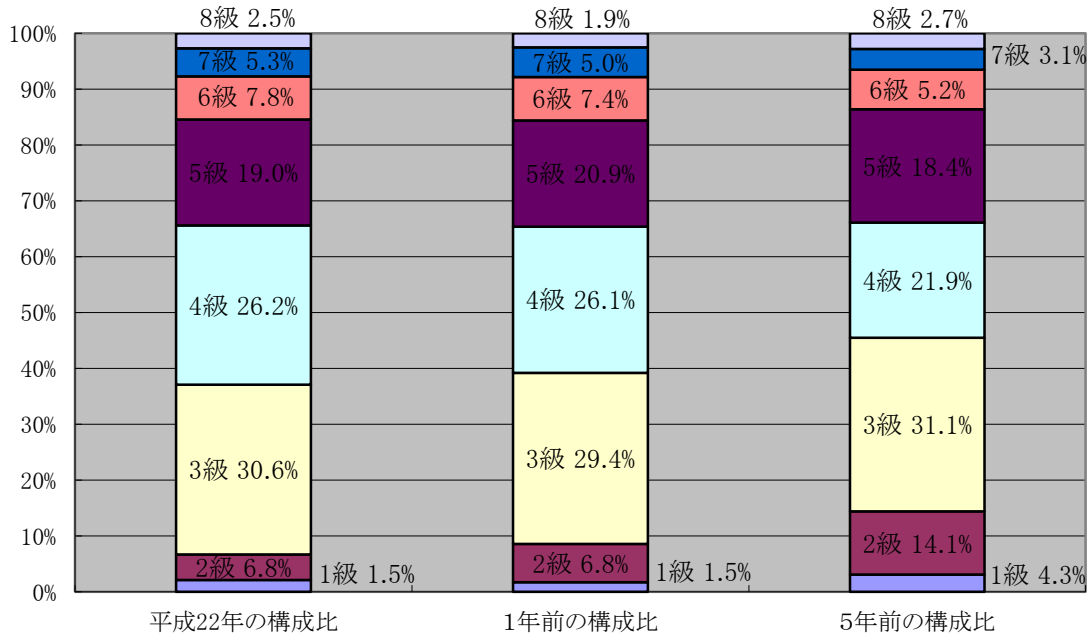
区 分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大 学 卒	284,375 円	332,038 円	360,256 円
	高 校 卒	253,120 円	292,881 円	328,156 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	261,366 円	279,800 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部 長	14 人	2.7 %
7 級	副部長	26 人	5.0 %
6 級	課 長	40 人	7.7 %
5 級	副課長	99 人	19.0 %
4 級	主 査	149 人	28.5 %
3 級	主 任	159 人	30.4 %
2 級	主 事	24 人	4.6 %
1 級	主事補	11 人	2.1 %

- (注) 1 鴻巣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
勤務成績の評定結果を昇給に反映していませんが、鴻巣市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条に基づき実施した勤務成績の証明により、昇給の号給数に差を設けています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鴻巣市	埼玉県	国
1人当たりの平均支給額 (平成21年度) 1,640千円	1人当たりの平均支給額 (平成21年度) 1,790千円	—
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.50)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 勤勉手当について、成績率に差を設けず一律の支給を行なっています。

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

鴻 巣 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
退職時 特別昇給	なし	勸奨のみ あり			
1人当たり 平均支給額	4,239千円	23,221千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		187,308千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		243,179円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
鴻巣市内	3.0%	772人	3%

(注) 支給対象職員数には、教育長を含む。

(4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在：水道事業会計を除く）

支給実績（平成21年度決算）	3,052千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	19,196円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	21.1%

手当の種類（手当数）			9
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	保健センター職員	感染症等の防疫作業	日額 500円
行旅病死取扱手当	福祉課職員	行旅病死人の保護又は収容業務	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 3,000円
清掃業務手当	環境リサイクル課技能労務職職員	じんかい収集処理等業務、犬猫等死体処理業務	じんかい収集処理、下水処理又は不燃ごみ整理業務 日額 550円 犬猫等死体処理 1件 200円
土木、下水道処理業務手当	道路課技能労務職・下水道課・工事検査課職員	土木工事及び測量等の業務 敷設下水道管等の検査業務	土木工事及び測量等の業務 日額 300円 敷設下水道管等の検査業務 日額 400円
社会福祉業務手当	福祉課職員	福祉事務所で行う生活保護法に規定する事務の指導調査	月額 3,000円
障害福祉業務手当	こども課つつみ学園職員	知的障害児通園施設における障害福祉業務	月額 3,000円
保育業務手当	保育士	保育所における保育業務	月額 2,000円
災害出動手当	災害対策における現場業務に従事した職員	災害対策における現場業務	日額 2,000円
用地交渉手当	まちづくり推進課職員	用地買収等交渉業務	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	102,626 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	133 千円
支給実績（平成20年度決算）	112,442 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	139 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 1人(配偶者なし) 11,000 円 その他 6,500 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		93,685 千円	225,746 円
住居手当	(借家・借間) ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 (自宅) 4,500円(5年以内4,700円)	異なる	自宅居住職員の支給額等	54,374 千円	76,691 円
通勤手当	(交通機関等の利用者) 運賃等相当額が55,000円以下は運賃等相当額 (自動車等の使用者) 2km未満 1,000円 2km~5km 2,000円 5km~10km 4,100円 10km~15km 6,500円 15km~20km 8,900円 20km~25km 11,300円 25km~30km 13,700円 30km~35km 16,100円 35km~40km 18,500円 40km~45km 20,900円 45km~50km 21,800円 50km~55km 22,700円 55km~60km 23,600円 60km~ 24,500円	異なる	自動車等の使用者の2km未満の支給	36,949 千円	49,134 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 支給率は給料月額8~16%	異なる	国では職務の級に応じ定額支給	104,371 千円	472,266 円
休日勤務手当	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	—	—
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	—	—
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1日4,200円(5時間未満2,100円)	異なる	鴻巣市では、特別の宿日直なし	—	—

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	884,000 円	(参考)類似団体における最高/最低値 1,080,000 円/630,000 円
	副 市 長	756,000 円	
報 酬	議 長	432,000 円	623,000 円/431,000 円
	副 議 長	397,000 円	538,000 円/369,000 円
	議 員	365,000 円	490,000 円/339,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成21年度支給割合)	
	副 市 長	6 月期 1.95 月分 12 月期 2.20 月分 計 4.15 月分	
議 長 副 議 員	議 長	(平成20年度支給割合)	
	副 議 員	6 月期 1.95 月分 12 月期 2.20 月分 計 4.15 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.4025 給料月額×在職月数×0.2415	17,078,880 円 8,763,552 円
			(支給時期) 任期ごと 任期ごと
地 域 手 当	市 長 副 市 長	支給率 3 %	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況（資本勘定支弁職員を除く）

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成19年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成21年度	1,976,531 千円	101,912 千円	155,723 千円	7.9%	10.1%

区 分	職員 数 A	給 与 費				1人当 り給与費 B/A	(参考)市町村 平均1人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 21年度	人 23.5	千円 96,483	千円 20,798	千円 38,442	千円 155,723	千円 6,627	千円 6,567

(注) 1 職員手当には、児童手当、退職給与金を含まない

イ 特記事項

なし。

② 職員の平均年齢、基本給の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給
水道事業会計	42.8 歳	338,414 円
鴻巣市	44.8 歳	351,932 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業会計	鴻巣市
1人当たりの平均支給額 (平成 21 年度) 1,627 千円	1人当たりの平均支給額 (平成 21 年度) 1,640 千円
(平成 20 年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(平成 21 年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

水道事業会計			鴻巣市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
退職時 特別昇給	なし	勸奨のみ あり	退職時 特別昇給	なし	勸奨のみ あり
1人当たり 平均支給額	—	—	1人当たり 平均支給額	4,239 千円	23,369 千円

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 21 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）			6,118千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）			239,914円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
鴻巣市内	3.0%	25人	3.0%

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		2,077千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		79,869円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		84.6%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
工務手当	水道施設課職員	水道施設の建設改良工事業務	月額 2,500円
浄水場業務手当	水道施設課職員	浄水場の運転業務	月額 2,500円
緊急出動手当	水道施設課職員	勤務時間外又は日曜日等における緊急出動	1回 2,000円
待機手当	水道施設課職員	水道施設の処理要員としての待機	1回 3,000円
給水停止処分手当	水道業務課職員	水道料金の未納者に対する強制措置	1件 300円
料金徴収手当	水道業務課職員	水道料金の臨宅徴収事務	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	4,199千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	165千円
支給実績（平成20年度決算）	11,349千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	366千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 20 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 20 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 1 人（配偶者なし） 11,000 円 その他 6,500 円 特定期間の加算 5,000 円	同 じ		4,345 千円	271,531 円
住居手当	(借家・借間) ・家賃 23,000 円以下 家賃-12,000 円 ・家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満 (家賃-23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ・家賃 55,000 円以上 27,000 円 (自宅) 4,500 円（5 年以内 4,700 円）	同 じ		2,532 千円	112,266 円
通勤手当	(交通機関等の利用者) 運賃等相当額が 55,000 円以下は運賃等相当額 (自動車等の使用者) 2 k m 未満 1,000 円 2 k m ~ 5 k m 2,000 円 5 k m ~ 10 k m 4,100 円 10 k m ~ 15 k m 6,500 円 15 k m ~ 20 k m 8,900 円 20 k m ~ 25 k m 11,300 円 25 k m ~ 30 k m 13,700 円 30 k m ~ 35 k m 16,100 円 35 k m ~ 40 k m 18,500 円 40 k m ~ 45 k m 20,900 円 45 k m ~ 50 k m 21,800 円 50 k m ~ 55 k m 22,700 円 55 k m ~ 60 k m 23,600 円 60 k m ~ 24,500 円	同 じ		1,792 千円	68,891 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 支給率は給料月額額の 8~16%	同 じ		2,589 千円	431,565 円
休日勤務手 当	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務 1 時間当たりの給与額の 135/100	同 じ		—	—
夜間勤務手 当	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100	同 じ		—	—
宿 日 直 手 当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1 日 4,200 円（5 時間未満 2,100 円）	同 じ		—	—

8 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

① 地方公共団体定員管理調査による職員数

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	
		総務	154	160	6	
		税務	59	56	△3	
		労働	5	5	0	
		農水	14	13	△1	
		商工	10	11	1	
		土木	116	112	△4	
		民生	191	192	1	
		衛生	47	47	0	
	計	603	603	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数 50.73人(H22.4) (類似団体の人口1万人当たりの職員数 55.01人)	
	教育部門	105	100	△5		
	小計	708	703	△5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 59.14人(H22.4) (類似団体の人口1万人当たりの職員数 76.64人)	
公営企業等		水道	26	23	△3	
		下水道	13	12	△1	
		その他	35	33	△1	
		小計	83	68	△5	
	合計	781 [798]	771 [798]	△10 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 64.87人(H22.4)	

(注) 1 []内は条例定数の合計である。

2 常勤の教育長(教育部門)を含まない。

② 他地方公共団体からの派遣職員を除く職員数

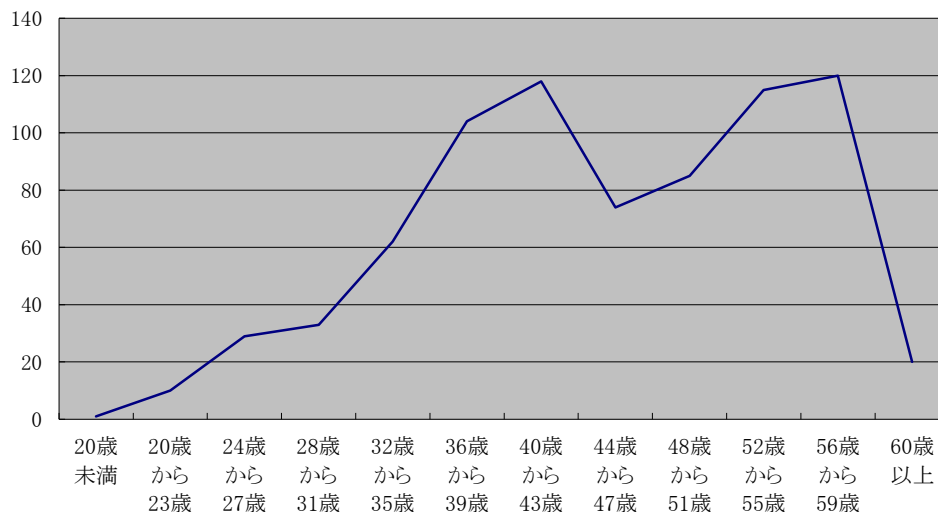
		職員数		対前年 増減数
		平成21年	平成22年	
一般行政部門	議会	7	7	0
	総務	154	160	6
	税務	59	55	△4
	労働	5	5	0
	農水	14	13	△1
	商工	10	11	1
	土木	115	111	△4
	民生	225	225	0
	衛生	48	47	△1
	小計	637	634	△3
	教育	105	100	△5
	水道	26	23	△3
	下水道	13	12	△1
	合計	781	769	△12

(注) 1 県及び一部事務組合から派遣された職員を含まない。

2 県教育委員会から派遣された職員(教育部門)を含む。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 22 年度末に達する年齢：前項②)

区分	20歳未満	20歳から23歳	24歳から27歳	28歳から31歳	32歳から35歳	36歳から39歳	40歳から43歳	44歳から47歳	48歳から51歳	52歳から55歳	56歳から59歳	60歳以上	計
職員数	1	10	29	33	62	104	118	74	85	115	120	20	771



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①定員管理の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年 4 月 1 日現在：地方公務員定員管理調査)

部門	区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
一般 行政	職員数	673	648	620	612	603		613
	増減		△25	△28	△8	△9	△70 (116.7%)	△60
教育	職員数	131	124	124	116	105		119
	増減		△7	0	△8	△11	△26 (216.7%)	△12
公営 企業等 会計	職員数	76	75	79	83	73		69
	増減		△1	4	4	△10	△3 (△42.9%)	△7
計	職員数	880	847	823	811	781		801
	増減		△33	△24	△12	△30	△99 (125.3%)	△79

(注) 1 計画始期の数値は、平成 17 年 10 月 1 日合併時の職員数である。(教育長は除く)

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数を示す。